

福生市における都市計画道路及び都市計画公園・緑地に関する 都市計画法第 53 条第 1 項の許可取扱基準

1 趣 旨

この基準は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 54 条(許可の基準)の規定に該当する建築物以外の建築物で、法第 53 条(建築の許可)第 1 項の許可をすることができるもの(以下「許可できる建築物」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

2 許可できる建築物の対象

許可できる建築物の対象は、当該建築物の敷地が次の各号のいずれかに該当し、かつ、同敷地に係る都市計画事業の実施が、近い将来見込まれていないときとする。

- (1) 都市計画道路の区域であって、未着手の区域であること。
- (2) 都市計画公園又は緑地の区域であって、未着手の区域であること。
- (3) 前 2 号に掲げる要件のいずれにも該当する場合

3 許可できる建築物の規模・構造

許可できる建築物の規模・構造は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものとする。

- (1) 階数が 3 以下で、高さが 10 メートル以下であり、かつ、地階を有しないこと。
- (2) 主要構造部が、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
- (3) 法第 12 条(市街地開発事業)第 1 項に規定する市街地開発事業(土地区画整理事業、市街地再開発事業など)等の支障にならないこと。
- (4) 建築物が都市計画道路区域及び都市計画公園・緑地区域の内外にわたり存することになる場合は、将来において、都市計画道路区域内及び都市計画公園・緑地区域内に存する部分を分離することができるよう、設計上の配慮をすること。

4 施行期日

この基準は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。